


ごみの分け方・出し方の基本ルール

- その1 3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を実践しましょう。
- その2 ごみステーションに出すときは、**収集日の午前8時30分まで**に決められた場所へ。
- その3 分別は、決められた方法に従って行いましょう。
- その4 ご近所や協力店の迷惑にならないよう、ごみステーション（集積場）は清潔に使用しましょう。

※ルールが守られていないごみは、収集しません。

豆知識



ごみステーションに出されたごみが収集される時間は、その日の排出量や交通事情などで変わるんだ。でも、みんながバラバラの時間でごみを出すと、行き違いで取り残しになってご近所迷惑になるかも？ だから8時30分に出すルールを守ってね。

我が家のごみの日

燃やすごみ	毎週	曜日と	曜日
埋立てごみ+乾電池	毎月	回目と	回目の 水 曜日
プラスチック製容器包装	毎週	曜日	
ペットボトル	毎月	回目と	回目の 曜日
空きカン、空きビン スプレー缶・ライター	毎月	回目と	回目の 曜日



ストップ！ 不法投棄、野焼き。早めに発見し、撲滅を！

いずれも、廃棄物処理法に基づき5年以下の懲役、または1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金に処せられます。

不法投棄は…

地域の自然を破壊し、生活環境を脅かす重大な犯罪行為です。最近、特にごみステーションへの不適正排出や不法投棄が増えています。不法投棄と思われる行為を見かけたときは、車両ナンバーをメモするなどして関係機関に通報をお願いします。

● 亀岡市内の情報は… **京都府南丹保健所** ☎0120-530-994

野焼きは…

公益上または社会習慣上やむを得ない場合（※）を除き、廃棄物処理法（第16条の2）で禁止されています。

※ 農業者による稲わらの焼却、宗教行事での焼却、軽微なたき火などを行う場合でも、周囲の迷惑にならないよう、風向きなどに十分注意してください。

■ごみ・リサイクルに関するお問い合わせ先

亀岡市環境市民部環境クリーン推進課

〒621-0101 亀岡市東別院町小泉桜塚6-6（桜塚クリーンセンター内）

☎27-2120 ☎27-3561

E-Mail : kankyo-jigyuu@city.kameoka.kyoto.jp



この冊子は再生紙を使用しています。

平成30年11月改訂